

マサチューセッツ州刑事訴訟規則（仮訳）

第13条（公判前申立て）

（地方裁判所（District Court）及び上位裁判所（Superior Court）に適用可能である。）

（a） 総則

（1） 書面及び署名の要件；放棄

公判前申立ては、書面でなされなければならない、申立てを行う当事者又はその代理人により署名されなければならない。公判前申立ては、本条(d)項により許された期間内に提出されなければならない。以上の定めにかかわらず、地方裁判所の陪審が放棄された審理における被告人による公判前申立てのけ怠、又は申立てがなされた場合における申立ての却下は、地方裁判所の陪審審理への不服申立ての際に当該申立てを提出する権利の放棄を構成するものではない。

（2） 理由及び宣誓供述書

公判前申立ては、その理由を明らかにしなければならない、個別に番号を付した段落において、当該時点において主張可能なすべての理由、防御方法又は異議を包含していなければならない。理由等は、詳細に説明されなければならない。複数の訴因がある場合には、本条に基づく申立ては、その対象となる訴因を特定しなければならない。明らかにされなかった理由のうち、申立ての時点で合理的に認識することができたはずのものは、放棄されたものとみなされるが、裁判官は、正当な理由の主張立証があった場合には、このような放棄に対する救済を与えることができる。加えて、申立ては、根拠となるすべての事実を詳述し、かつ、当該申立ての事実的基礎に関して個人的な知識を有する者によって署名された宣誓供述書が添付されなければならない。

（3） 送達及び告知

公判前申立書及び宣誓供述書の写しは、原本提出時に第32条に

従ってすべての当事者又はその代理人に送達されなければならない。これに対立する宣誓供述書は、ヒアリングの遅くとも1日前に送達されなければならない。正当な理由が主張立証された場合には、裁判所は、この(3)項の要件を免除することができる。

(4) 法に関する意見書 (Memoranda of Law)

裁判官又は特別の補助裁判官 (special magistrate) は、申立て又は中間判決事項に関するヒアリングの前提条件として、その指示する書式により、指示する期間内に、法に関する意見書の提出を求めることができる。裁判官又は特別の補助裁判官により異なる命令が出された場合を除き、法に関する意見書が提出されていない場合には、無令状捜索の間に押収された証拠以外の証拠の排除を求める申立て及び公訴棄却の申立てをすることはできない。

(5) 再申立て (Renewal)

実質的な正義にかなうことが主張立証された場合には、裁判官又は特別の補助裁判官は、既に聴聞され却下された公判前申立てにつき再度の申立てを許可することができる。

(b) 犯罪事実明細書

(1) 申立て

本条により定められた申立ての提出期間又は裁判所により許可された別の期間内に、訴追された犯罪の合理的な告知を被告人及び裁判所に与えるために必要な犯罪事実の明細 (時間、場所、態様又は手段を含む) を記した書面を検察官が提出することを、被告人は請求でき、また、裁判官は職権で命じることができる。

(2) 変更

公判において、証拠と犯罪事実明細書との間に重要な不一致が存在する場合には、裁判官は、犯罪事実明細書の変更を命じ、又は正義が要求するその他の救済を与えることができる。

(c) 公訴の棄却又は適切な救済の付与の申立て

(1) 無罪答弁以外の、答弁によって被告人が主張することができるすべての防御方法は、公訴棄却の申立て、又は適切な救済の付与の申

立てによってのみ提起されなければならない。

- (2) 一般的な争点に関する公判によらずに採否の決定が可能な防御方法又は異議は、公判前に申立てによって提起されなければならない。

(d) 提出；申立てに関するヒアリング

(1) 地方裁判所

(A) 協議が命じられない場合

() 提出

公判前申立ては、公判の少なくとも5日以上前、又は裁判所が命じるその他の時期に提出され、ヒアリングのためにマーク・アップ(mark up)されなければならない。裁判官は、正当な理由の主張立証があった場合には、公判前のいかなる時点においても公判前申立てについて審理することができる。

() 申立てに関するヒアリングの予定

当事者が、公判前の申立てに関するヒアリングのために相互に都合の良い日時につき合意した場合には、申立てを行った当事者は、裁判所書記官がその日時にヒアリングのために当該申立てをマーク・アップするよう請求できる。このような請求があった場合には、裁判所書記官は、裁判官がこれと異なる命令をしない限り、合意された日時にヒアリングのために当該申立てをマーク・アップしなければならない。

(B) 協議が命じられる場合

公判前協議において合意することができなかった事項を内容とする公判前申立てのみが、裁判所に提出される。公判前申立ては、公判前協議の報告書(the conference report)の提出のために第11条(b)(2)項に従って裁判官によって指定された日時、又は裁判官が許可したその他の日時に提出され、かつ、ヒアリングが行われなければならない。

(C) 告知

申立てを行った当事者は、すべての利害関係を有する者に対し、公判前申立てに関するヒアリングのために指定された日時について合理的な通知を行わなければならない。

(2) 上位裁判所；地方裁判所における陪審審理段階

(A) 提出；申立てに関するヒアリング

公判前協議において合意することができなかった事項を内容とする公判前申立てのみが、裁判所に提出される。公判前申立ては、公判前協議の報告書の提出のために第11条(a)(2)項に従って裁判官によって指定された日時から7日以内、又は裁判官若しくは特別の補助裁判官が許可したその他の日時に提出されなければならない。公判前申立ての提出後7日以内に、裁判所書記官は、当該申立てに関する日程を決めなければならないが、裁判官又は特別の補助裁判官は、正当な理由の主張立証がされた場合には、公判の前のいかなる時点においても申立てについて審理することができる。

(B) 告知

申立てを行った当事者は、すべての利害関係を有する者に対し、公判前申立てに対するヒアリングのために指定された日時について合理的な告知をしなければならない。

第14条 公判前証拠開示

(地方裁判所及び上位裁判所における公判に適用可能である。)

(a) 証拠開示の手続

(1) 被告人に対する義務的開示

第13条に従って提出された被告人の申立てに基づき、裁判官は、請求された情報が関連性を有し、以下に掲げるいずれかである場合には、開示命令を発しなければならない。

(A) 検察官が所持し、保管し又は管理する、被告人の書面化され又は記録された供述

(B) 大陪審の前で証言した者の書面化され又は記録された供述

(C) 検察官が所持し、保管し又は管理する、被告人の刑事責任を否定する方向に働く事実

本項に従って命じられた大陪審の記録の開示は、記録され、速記録のように反訳されたものに限られなければならない。裁判官は、その裁量により、大陪審の記録の反訳を命じることができる。

(2) 裁量的開示

第13条に従ってなされた被告人の申立てに基づき、裁判所は、検察官又はその指揮監督下にある者が所持し、保管し又は管理する、資料及び関連性を有する証拠、文書、人の供述、又は、人に対する身体的若しくは精神的検査若しくは科学的試験、若しくは実験の報告書につき、被告人が開示を受け、閲覧及び謄写できるとする開示命令を発することができる。また、裁判官は、検察側による召喚予定の証人の氏名及び住所の提出、及びプロベーション部門によるこのような証人の前科記録の提出を命じることができる。

(3) 互惠的開示

(A) 本条(a)(2)項に従って、被告人に対し開示又は閲覧を認めた場合、裁判官は、検察側の申立てにより、被告人が公判において証人とする予定の者の氏名、住所及び供述を含む、(a)(2)項により開示可能な資料及び関連性を有する証拠であって、被告人が公判において証拠として請求予定のものにつき、検察側に開示し、閲覧及び謄写させることを被告人に要求することによって、自ら発した命令を条件付きのものとして発することができる。

(B) 本条(a)(2)項による裁量的開示の申立てを被告人がしなかった場合であっても、検察側は、本条(e)項により認められた期間内に、本条(a)(3)(A)項に従って開示可能な資料の交付を申立てることができる。裁判官は、検察側に対し、本条(a)(2)項により開示可能な資料について、被告人が閲覧及び謄写をできるよう要求することによって、自ら発した命令を条件付きのものとしなければならない。

(4) 義務の継続

当事者が、以前の開示命令の時点において、本条のいずれかの規定に従って開示する義務があったような追加的な資料を後に知った場合には、その当事者は、直ちに、相手方当事者に対し、その追加的資料の取得を通知し、本条により当初の開示に対して要求されたところと同様の方式で資料を開示しなければならない。

(5) ワーク・プロダクト

本条は、相手方当事者の記録、報告書、書簡、メモ又は内部文書であって、相手方当事者又はその代理人及びその法律スタッフの法的調査、意見、理論、結論にすぎない部分、又は、弁護士若しくはその法的スタッフに対してなされた被告人の供述（署名の有無を問わない。）についての当事者の開示を正当化するものではない。

(6) 開示制限命令

十分な主張立証に基づき、裁判官は、いつでも開示又は閲覧を拒絶し、制限し、延期し、又はその他適切な命令を発することができる。裁判官は、本条が定める期限を変更することができる。裁判官は、正当な理由が主張立証された場合には、開示される資料は弁護人のみが利用可能であるとの条件で被告人側への開示を認めることができる。

(7) 開示命令の変更

本条に従った裁判官の命令の後に提出された当事者の申立てにより、裁判官は、正義にかなうように以前の命令を変更することができる。裁判官は、正当な理由が主張立証された場合には、開示される資料は弁護人にのみ利用可能であるとの条件を加えた上で、被告人側への開示を認めた以前の命令を維持することができる。

(b) 特別手続

(1) アリバイの告知

(A) 被告人による告知

裁判官は、当該犯罪が行われたとする日時、場所を示し、本条(e)項に従って提出された検察側の書面による申立てにより、被告人が、検察官に対し、アリバイを主張する意図を告知

する，被告人の署名入りの書面を送達すべきことを命じることができる。被告人による告知は，当該犯罪が行われたとされる日時に被告人が所在したと主張する特定の場所，並びに，被告人がアリバイ立証のために依拠する予定の証人の氏名及び住所を明らかにしなければならない。

(B) 情報及び証人の開示

本条(e)項によって許された期間内に，検察側は，被告人又は弁護人に対し，犯罪が行われたとされる場面に被告人が所在したことの立証のために検察官が依拠する予定の証人，並びに被告人のアリバイ主張を裏付ける証人の証言を弾劾するために依拠する予定の他の証人の氏名及び住所を告知する書面を送達しなければならない。

(C) 開示義務の継続

公判前又は公判中に，当事者が，その身元が本条(b)(1)(A)項又は(B)項により提供される情報に含まれるべきであった追加的な証人を知った場合には，その当事者は，直ちに，相手方当事者又はその代理人に対し，追加的証人の存在及び人定事項を通知しなければならない。

(D) 不履行

本条の定めを当事者が遵守しなかった場合には，当該犯罪が行われたとされる場面における被告人の不在又は所在に関し，その当事者が請求した，未開示の証人の証言を排除することができる。本条により，被告人が自らのために証言する権利が制限されてはならない。

(E) 例外

正当な理由の主張立証がなされた場合には，裁判官は，本条(b)(1)(A)項ないし(D)項までの定めに対する例外を認めることができる。

(F) 撤回されたアリバイ抗弁に関する証拠の非許容性

後に撤回された場合には，アリバイ主張に依拠する意図を示

す証拠，又はその意図に関連してなされた供述の証拠は，そのような意図を通知した者に対するいかなる民事又は刑事の手續においても証拠能力を有しない。

(2) 精神病又は精神障害による刑事責任の欠如の主張

(A) 告知

被告人が，当該犯罪が行われたとされる時点における精神病又は精神障害による刑事責任の欠如を主張する意図を有する場合には，第13条により公判前申立ての提出に関し規定された期限内，又は，裁判官が許可するそれより後の期限内に，検察官に対し，書面でその意図を告知しなければならない。告知は，以下に掲げる事項を述べなければならない。

() 精神病又は精神障害による刑事責任の欠如の争点に関し，被告人は，鑑定人の証言を提供する意図であるか否か

() 被告人が召喚予定の鑑定人の氏名及び住所

() 鑑定人が，当該犯罪が行われたとされる時点における被告人の精神状態又はその犯罪に対する刑事責任に関する被告人の供述に全面的に又は部分的に依拠する意図であるか否か

被告人は，裁判所書記官に対し，上記告知の写しを提出しなければならない。裁判官は，正当な理由が主張立証された場合には，提出期限に遅れた告知を許可し，当事者に対し公判準備の追加的な期間を認め，又はその他の適切な命令を発することができる。

(B) 検査

被告人の告知，又はその後の裁判官による調査若しくは当該事件の進展により，当該犯罪が行われたとされる時点における被告人の精神状態又は刑事責任に関する被告人の供述が，被告人の専門家証人によって依拠されるであろうことが明らかとなった場合には，裁判官は，職権又は検察官の申立てにより，被告人に対し，一般法 (the General Laws) の規定に合致し，かつ，

以下の条件に従った精神医学的検査を受けることを命じることができる。

- () 当該検査は、犯罪が行われたとされる時点における被告人の精神状態に関する意見を形成するのに必要であると検査者が考える身体的及び心理的検査並びに生理学的及び精神医学的試験を含んでいなければならない。被告人の供述に基づいた検査は、実施されてはならない。ただし、裁判官が、(a) 被告人がその時点において自己の供述に基づいた精神医学的証拠を公判において提出する意図を有している場合、又は(b) 被告人がそのような証拠を提出する合理的な蓋然性があると認めた場合は、この限りではない。
- () 身体的又は生理学的な観察又は試験のみから得られた証拠を除き、被告人の、若しくは当該検査の過程で被告人から獲得された供述、自白、不利益事実の承認又はその他の証拠は、検察官又は検察官のために働く者に対して明らかにされてはならない。ただし、裁判官によるその旨の命令がある場合はその限りではない。
- () 検査者は、当該犯罪が行われたとされる時点における被告人の精神状態に関する判断結果(その根拠となる個別の説明を含む。)を含む精神医学的報告書を裁判所に提出しなければならない。

その報告書は、封印されなければならないが、当事者に対して利用可能とされてはならない。ただし、(a) 裁判官が、その報告書に、当該犯罪を行ったとされる時点における被告人の精神状態に関する被告人の供述に基づき、又は、その他自己負罪拒否特権の範囲内にある事項、情報又は証拠が含まれていないと判断した場合、(b) 被告人が、その報告書が当事者に対して利用可能となるように請求する申立てを提出した場合、(c) 公判中に被告人が刑事責任能力の欠如を主張し、裁判官が、(1) 被告人が自己のために証言

する意図であるか、又は(2)犯罪が行われたとされる時点における被告人の精神状態又は刑事責任能力に関する被告人の供述に全体的若しくは部分的に基づく専門家の証言を被告人が提出する意図であると確信した場合には、この限りではない。

精神医学的な報告書に特権によって保護された事項と保護されていない事項が含まれている場合には、裁判官は、適切であるとみなす時期に可能であれば、当事者に対し、特権によって保護されない部分を利用可能とすることができる。

- () 被告人が、本条の条件に従って命じられた検査を受けることを拒絶した場合には、裁判官は、諸事情により正当と考える救済手段を命じることができる。その救済手段には、被告人の精神状態という争点に関し被告人によって提出された専門家証人の証言を排除し、又は被告人による検査拒否の事実を証拠として許容することを含む。

(3) 他の防御方法の告知

被告人が、免許 (license)、正当な権限若しくは所有権の主張、又は免除に基づく防御方法に依拠する意図である場合には、被告人は、第13条によって公判前申立てに関し規定された期間内又は裁判官が指示するそれより後の時期に、検察官に対し書面でその意図を通知し、その告知の写しを裁判所書記官に提出しなければならない。本項の要件に従わなかった場合には、免許、正当な権限若しくは所有権の主張、又は免除は、防御方法として用いてはならない。裁判官は、正当な理由の主張立証がされた場合には、提出期限に後れた告知を許可し、当事者に対し公判準備のための追加的な期間を認め、又はその他の適切な命令を発することができる。

(c) 不遵守に対する制裁

(1) 不開示に対する救済

本条に従って出された開示命令が遵守されなかった場合、裁判官

は、更なる開示命令を発し、期日を延期し、又は諸事情の下で公正と考えるその他の命令を発することができる。

(2) 証拠の排除

裁判官は、その裁量により、本条に従って出された開示命令の不遵守を理由に、証拠を排除することができる。刑事責任の欠如の主張に関する被告人の証言及び証拠であって、開示命令の不遵守以外の点を除けば許容され得るものは、本条(b)(2)項によって規定された場合を除き、排除することはできない。

(d) 定義

本条における「供述」(statement)とは、以下のとおりの意味である。

(1) 関連性を有する事実の知覚を有する者によって作成された、当該事実を含む書面であって、当該人物により署名され、又はその他の方法により採用又は承認されたもの

(2) 速記、機械的、電氣的若しくはその他の記録、又はその反訳であって、口頭の言明の実質的な逐語録であり、口頭の言明と同時に記録されたもの

(e) 期限

(1) 地方裁判所

(A) 検察官による開示

公判前協議が命じられた場合には、本条(a)(3)(B)項による証拠の開示を求める検察側の申立ては、裁判官により指定された日時に提出され、かつ、ヒアリングが行われなければならない。公判前協議が命じられなかった場合は、検察側の申立ては、公判の少なくとも5日前又は裁判官が許可するそれより後の期間内に、提出され、かつ、ヒアリングのためにマーク・アップされなければならない。

(B) アリバイ主張の開示

公判前協議が命じられた場合、本条(b)(1)項による証拠の開示を求める検察側の申立ては、公判の少なくとも5日以上前の、裁判官により指定された日時に提出され、かつ、ヒアリン

グが行われなければならない。公判前協議が命じられなかった場合は、検察側の申立ては、公判の少なくとも5日前又は裁判官が許可するそれより後の期間内に提出され、かつ、ヒアリングのためにマーク・アップされなければならない。

上記申立てに対応して被告人により提出された告知は、申立ての後2日を超えない間、又は裁判官が許可するそれより後の日時に、検察側に送達されなければならない。

(2) 上位裁判所

(A) 検察官による開示請求

検察側は、第13条による公判前申立ての提出期限の後7日以内、又は裁判官が許可した異なる期間内に、本条(a)(3)(B)項による開示の申立てをすることができる。

(B) アリバイ主張の開示

本条(b)(1)項による証拠の開示を求める検察側の申立ては、公判の少なくとも21日前、又は裁判官が許可した異なる期限内になされなければならない。対応して被告人により提出された告知は、申立ての提出後7日を超えない間、又は裁判官が許可した異なる日時に、検察側に送達されなければならない。被告人の告知に対応した検察側による告知は、被告人の告知の受領後7日以内、又は裁判官が許可した異なる期間内に、被告人に送達されなければならない。